

仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件の 速やかな再審開始決定を求める要請書

わたしたちは、2008年2月25日、最高裁判所第三小法廷で上告棄却により無期懲役刑が確定した北陵クリニック事件の守大助さんが行っている再審申立について、貴裁判所が早期に再審開始を決定して下さるよう、以下のとおり、要請致します。

確定判決では、患者5人の血液等から筋弛緩剤マスキュラックスの成分が検出されたとの大阪府警科学捜査研究所が行ったいわゆる「土橋鑑定」を、試料を全量消費したとして再鑑定できないにも関わらず証拠として採用し、各患者の病変については、これを医学的に十分な検証を実施しないまま、筋弛緩剤による薬理効果と断定しました。その結果、各患者の病変についてこれらを、殺人1件、殺人未遂4件の刑事事件と断定したのです。

しかし、再審請求書において明らかになった以下の証拠により、本件はただの病変が「事件」として扱われたものであり、守大助さんが無実であることは明らかです。

- 1. 有罪の根拠となった大阪府警科学捜査研究所の鑑定は誤りであり、筋弛緩剤は検出されていない。(志田保夫・前東京薬科大学教授の意見書)**
- 2. 患者さんの病変は、筋弛緩剤によるものではありません、他の病因によるものとして完全に説明できる。(池田正行・長崎大学教授の意見書)**
- 3. 守大助さんの「自白」は、真犯人の供述としては不自然であり、むしろ無実性を示している。(浜田寿美男・奈良女子大学名誉教授の意見書)**

また、守大助さんに有利な、隠された証拠の全面開示を要請します。

無実の青年が無期懲役という過酷な刑に処せられている冤罪は、許すことの出来ない人権侵害であり、早期に正されなければなりません。

貴裁判所が、真実に忠実であるべき裁判所の任務を自覚され、正義と公正を遵守する明確な立場から、勇気を持って、早期に、再審開始を決定されるよう、ここに要請するものです。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

送付先 〒310-0062 茨城県水戸市大町 3-1-24 はばたきビル 水戸翔合同法律事務所内
仙台北陵クリニック・筋弛緩剤えん罪事件 守大助さんを支援する茨城の会
TEL 029-231-4555 FAX 029-232-0532

取り扱い団体: